

奈良県警察本部告示第30号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年3月奈良県規則第43号）第3条並びに奈良県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成25年3月奈良県公安委員会規則第1号。以下「公安委員会等情報通信技術活用規則」という。）第3条から第6条まで、第8条及び第10条の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月25日

奈良県警察本部長 大橋 一夫

1 根拠となる法令の名称及び条項

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第3条及び公安委員会等情報通信技術活用規則第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等とする。

法 令	規 定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項

	第16条第3項において 準用する第11条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行 規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項

2 手続等に係る電子計算機の技術的基準

公安委員会等情報通信技術活用規則第4条に規定する申請等をする者及び公安委員会等情報通信技術活用規則第8条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、奈良県公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

3 電磁的記録を作成した年月日時の記録

奈良県公安委員会等は、公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第2項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

4 申請等を行った者を確認するための措置

(1) 公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第3項ただし書に規定する措置は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下(1)において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下(1)において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下(1)において「ワンタイム

URL」という。)を受信し、当該ワнтаイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

法 令	規 定
道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項
	第78条第5項
警備業法	第16条第2項
	第16条第3項において準用する第11条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第17条第1項

- (2) 公安委員会等情報通信技術活用規則第6条ただし書に規定する措置は、次の表の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、公安委員会等情報通信技術活用規則第5条第1項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

法 令	規 定
道路交通法	第78条第1項
	第78条第4項

	第 7 8 条第 5 項
警備業法	第 1 6 条第 2 項
	第 1 6 条第 3 項において 準用する第 1 1 条第 1 項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則	第 1 7 条第 1 項

5 書面等を提出する場合の措置

公安委員会等情報通信技術活用規則第 7 条の場合において、公安委員会等情報通信技術活用規則第 5 条の規定により申請等を行う者は、書面等（公安委員会等情報通信技術活用規則第 7 条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

6 適用日

令和 3 年 6 月 1 日